

令和元年 5月8日（水）

石川県健康福祉部健康推進課

課 長 相川 広一

電話 076-225-1435（直通） 内線 4130

石川県感染症発生動向調査における伝染性紅斑^{こうはん}の警報の発令について

1 概要

石川県感染症発生動向調査（小児科29定点医療機関）による伝染性紅斑患者の報告数は、第16週（4月15日～21日）で定点当たり2.69人、第17週（4月22日～28日）で定点当たり2.48人となり、警報の基準値である定点当たり2人を超え、大きな流行の発生・継続の可能性があるため警報を発令します。

報道機関各位には、県民への注意喚起についてご協力をお願いいたします。

・伝染性紅斑の定点医療機関当たりの報告数の推移

区分	3/25～31 (第13週)	4/1～7 (第14週)	4/8～14 (第15週)	4/15～21 (第16週)	4/22～28 (第17週)
石川県	1.31	1.86	1.62	2.69	2.48
全国	0.50	0.56	0.59	0.83	—

2 今後の対応

(1) 注意喚起の通知を、5月8日付けで関係機関に行う。

→ 庁内関係部局、市町、医療関係機関 など

(2) 県民へホームページにて注意喚起を行う。

3 注意喚起内容

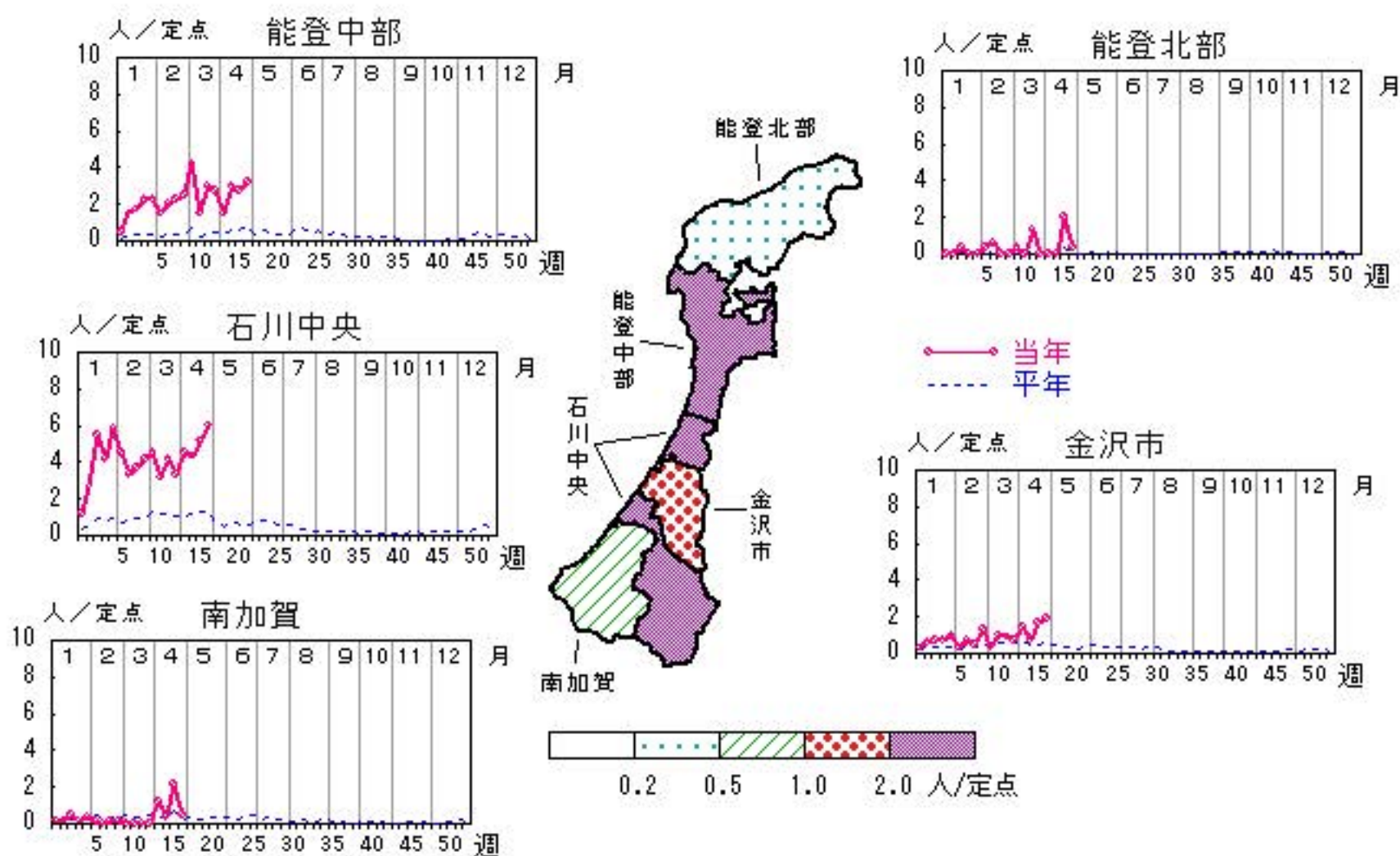
- ・手洗い等の感染予防や咳エチケット等の感染拡大防止の励行
- ・妊娠中の方、妊娠の可能性のある女性は、できる限り、風邪様症状のある方との接触を避けるよう注意すること

伝染性紅斑

2019年13週～17週

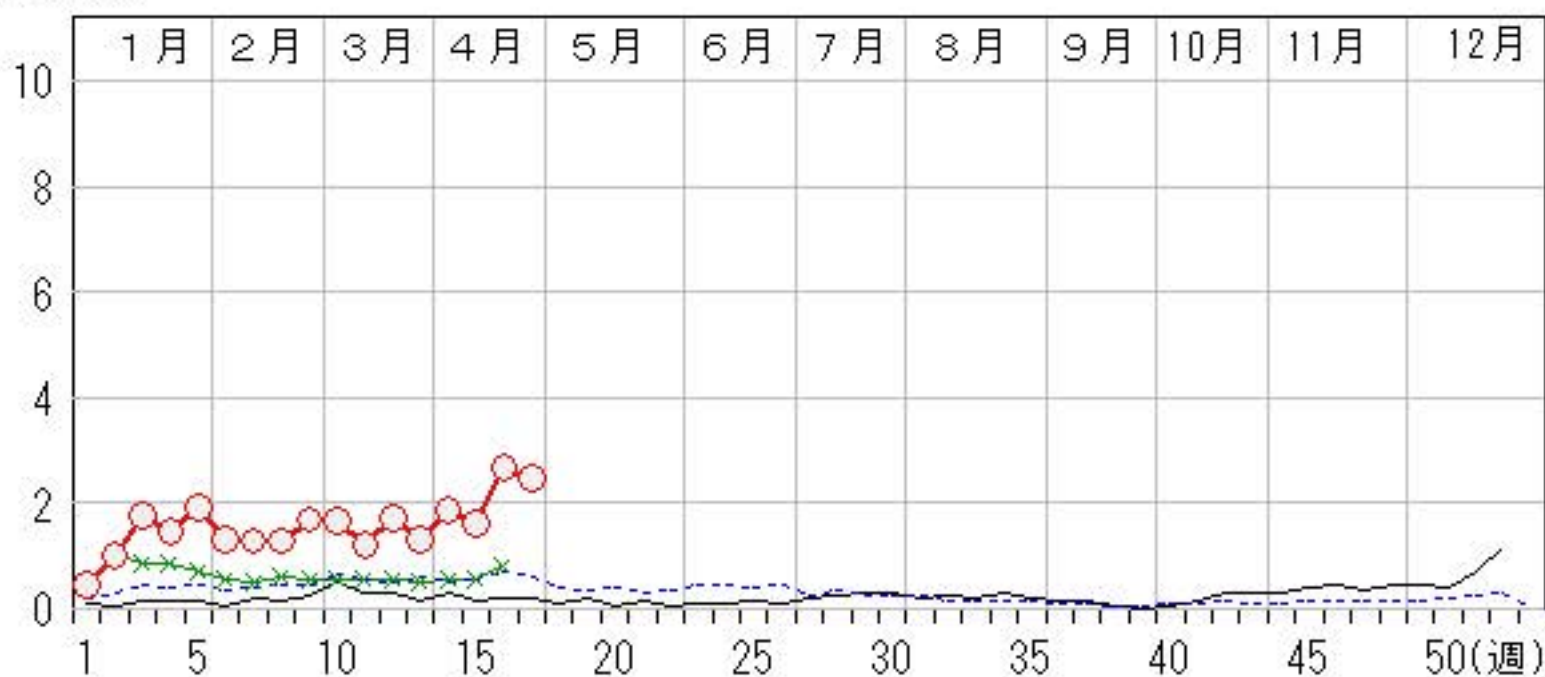
上段:定点からの患者報告数
下段:定点あたりの患者数

	13週	14週	15週	16週	17週
石川県	38 1.31	54 1.86	47 1.62	78 2.69	72 2.48
金沢市	7 0.70	14 1.40	7 0.70	17 1.70	19 1.90
南加賀	0 0.00	7 1.17	2 0.33	13 2.17	3 0.50
石川中央	20 3.33	27 4.50	26 4.33	31 5.17	36 6.00
能登中部	11 2.75	6 1.50	12 3.00	11 2.75	13 3.25
能登北部	0 0.00	0 0.00	0 0.00	6 2.00	1 0.33



人/定点

- 当年(石川県)
- × 当年(全国)
- 前年(石川県)
- 平年(石川県)



こうはん 伝染性紅斑(リンゴ病)とは【解説】

伝染性紅斑とは、ヒトパルボウイルスB19による感染症です。
患者の年齢は、就学前後の小児を中心に幼児、学童がほとんどです。

【臨床症状】

感染してから10～20日後に、両頬に境界鮮明な赤い発疹が出現し、続いて、手や足に網目状の発疹がみられます。

成人では、関節痛や頭痛を訴えることがあります。

また、妊娠中に感染した場合、まれに胎児に影響がでることがあります。

【感染経路】

咳などによる飛沫や接触で感染します。

発疹が現れる7～10日ほど前に、微熱や風邪のような症状がみられ、この時期にウイルスが最も多く排泄されます。

発疹が現れた時には、ウイルス排泄はほとんどなく、感染力はほぼ消失していません。

【治療】

特別な治療法はなく、対症療法のみです。

【予防】

手洗いや咳エチケットを心がけましょう。

また、妊娠中の方、妊娠の可能性のある女性は、できる限り、風邪様症状のある方との接触を避けるよう注意しましょう。

(咳エチケット)

- ・咳やくしゃみが出るときはマスクをすること
- ・マスクがない時は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れること
- ・手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと
- ・咳をしている人にマスクの着用を促すこと 等